

IV. 参考資料－アンケート調査票－

固定資産税の負担状況等に関するアンケート調査

<スクリーニング質問項目>

【1 段階目（全モニター共通）】

SC1：年齢（平成28年1月1日現在）をお答えください。

SC2：性別をお答えください。

- ・男
- ・女

SC3：お住まいの都道府県をお答えください。

47 都道府県名を明示。

【2 段階目】

SC4 SC3 で、東京都、神奈川県、大阪府を選択した方にお尋ねします。あなたの主たる居住用住宅の所在地はどこですか。

この問いの回答で、23 区、八王子市、町田市、多摩市、府中市、日野市、横浜市、大阪市居住者を抽出。

SC5 あなたの主たる居住用としてお住まいの住居は、土地・家屋とも自己所有ですか。

この問いの回答で、土地所有かつ持家居住者を抽出（戸建も分譲マンションも調査対象）

- ・土地、家屋とも自己所有（分譲マンションを含む）→調査対象
- ・家屋のみ自己所有 →調査対象外
- ・土地のみ自己所有 →調査対象外

SC6 あなたの世帯の世帯主の年齢をお答えください。

この問いの回答で、調査対象の世帯主年齢階級の世帯を抽出。

- ・29 歳以下
- ・30～39 歳
- ・40～49 歳
- ・50～59 歳
- ・60～69 歳
- ・70 歳以上

以上の SC4～SC6 の質問により、調査対象者を抽出。

以下の質問では、お住まいの土地や住居の面積、固定資産税額、都市計画税額をお尋ねしますので、ご回答は、世帯主の方、もしくは世帯主について回答可能な方で、以下の3つの条件を満たす方にお願いいたします。

- 1) 東京都またはお住まいの市から平成28年4～6月頃に送付されている「平成28年度固定資産税・都市計画税 納税通知書」の課税明細書、または「固定資産課税資産明細書」を参照できる方。
- 2) 平成27年分の「給与所得の源泉徴収票」または「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」を参照することができる方
- 3) 平成28年度の住民税額の決定通知書を参照することができる方

○東京23区にお住まいの方で、源泉徴収により住民税を納税されている方：

「平成28年度給与所得に係る特別区民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書」

○東京23区にお住まいの方で、ご自身により住民税を納税されている方：

「平成28年度 特別区民税・都民税 税額決定・納税通知書」

○東京都の市部にお住まいの方で、源泉徴収により住民税を納税されている方：

「平成28年度給与所得に係る市民税・都民税 特別徴収税額の決定通知書」

○東京都の市部にお住まいの方で、ご自身により住民税を納税されている方：

「平成28年度 市民税・都民税 税額決定・納税通知書」

○横浜市にお住まいの方で、源泉徴収により住民税を納税されている方：

「平成28年度給与所得に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」

○横浜市にお住まいの方で、ご自身により住民税を納税されている方：

「平成28年度 市民税・県民税 税額決定・納税通知書」

○大阪市にお住まいの方で、源泉徴収により住民税を納税されている方：

「平成28年度給与所得に係る市民税・府民税 特別徴収税額の決定通知書」

○大阪市にお住まいの方で、ご自身により住民税を納税されている方：

「平成28年度 市民税・府民税 税額決定・納税通知書」

それぞれの書類は、以下のとおりです

(※イメージを表示したものですので、細部は若干異なる場合があります)。

- 1) 「平成 28 年度固定資産税・都市計画税 納税通知書」の課税明細書や「固定資産課税資産明細書」(以下、「課税明細書等」と言います。)

[SC4 での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示]

- 2) 平成 27 年分の「給与所得の源泉徴収票」または「所得税及び復興特別所得税の確定申告書」

[給与所得の源泉徴収票を表示]

[所得税及び復興特別所得税の確定申告書を表示]

- 3) 平成 28 年度の住民税額の決定通知書

[住民税額の決定通知書のイメージ図を表示]

<1-1.自己所有の土地について>

問1：あなたの主たる居住用住居は、戸建住宅ですか、それとも共同住宅ですか。

- ・戸建住宅（一戸建住宅、テラスハウスなど） →問2へお進みください。
- ・共同住宅（分譲マンション、タウンハウスなど） →問3へお進みください。

問2：あなたの主たる居住用住居の「土地」の課税地積をお答えください。（小数点以下切り捨て。

単位：m²）

□	□	□	□	□	m ²
---	---	---	---	---	----------------

課税明細書等の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

[\[SC4での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

問3：あなたの主たる居住用住居の「土地」の固定資産税相当額（1年間分の合計金額）についてお尋ねします。

「土地」の固定資産税相当額は、百万円未満ですか。

- 1) はい →SQ3-1で、「土地」の固定資産税相当額をご記入ください。
- 2) いいえ →問4へお進みください。

SQ3-1 あなたの主たる居住用住居の「土地」の固定資産税相当額（1年間分の合計金額）をご記入ください。（単位：円）

□	□	□	□	□	□	□	円
---	---	---	---	---	---	---	---

課税明細書等の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

[\[SC4での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

問4：あなたの主たる居住用住居の「土地」の都市計画税相当額（1年間分の合計金額）をお答えください。（単位：円）

□	□	□	□	□	□	円
---	---	---	---	---	---	---

課税明細書等の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

[\[SC4での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

<2.住居（家屋）について>

問5：あなたの主たる居住用住居の「家屋」の建築年次をお答えください。

- ・平成

--	--

 年
- ・昭和

--	--

 年
- ・大正

--	--

 年
- ・その他（ ）
- ・分からない

課税明細書等の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

[\[SC4 での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

問6：あなたの主たる居住用住居の「家屋」の構造をお答えください。

- ・木造
- ・鉄筋・鉄骨コンクリート造
- ・鉄骨造
- ・その他（不明）

[\[SC4 での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

問7：あなたの主たる居住用住居の「家屋」の課税床面積についてお尋ねします。課税床面積は、1,000㎡未満ですか。

- 1) はい →SQ7-1 で、「家屋」の課税床面積をご記入ください。
- 2) いいえ →次は問8へお進みください。

SQ7-1 あなたの主たる居住用住居の「家屋」の課税床面積をご記入ください。

（小数点以下切り捨て。単位：㎡）

--	--	--

 ㎡

課税明細書等の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

[\[SC4 での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

問8：あなたの主たる居住用住居の「家屋」の固定資産税相当額（1年間分の合計金額）についてお尋ねします。「家屋」の固定資産税相当額は、百万円未満ですか。

- 1) はい →SQ8-1 で、「家屋」の固定資産税相当額をご記入ください。
- 2) いいえ →次は問9へお進みください。

SQ8-1 あなたの主たる居住用住居の「家屋」の固定資産税相当額（1年間分の合計金額）をご記入ください。（単位：円）

--	--	--	--	--	--

 円

課税明細書等の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

[\[SC4 での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

問9：あなたの主たる居住用住居の「家屋」の都市計画税相当額（1年間分の合計金額）をお答えください。（単位：円）

--	--	--	--	--	--

 円

課税明細書等の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

[\[SC4での回答結果に対応する居住都市別課税明細書等を表示\]](#)

<3.あなたの世帯の構成、消費、貯蓄、公的負担等について>

(3-1.世帯構成)

問 10 あなたの世帯の世帯人員をお答えください。

- ・ 1 人 (本人のみ) →問 14 へお進みください
- ・ 2 人
- ・ 3 人
- ・ 4 人
- ・ 5 人以上

(※問 10 で「2 人」以上を選ばれた方が対象)

問 11 あなたの世帯の世帯構成をお答えください。

- ・ 本人と配偶者のみ (夫婦のみ)
- ・ 本人、配偶者、およびそれ以外 (子、親、その他の親族等)
- ・ 本人、およびそれ以外 (子、親、その他の親族等)

(※問 11 で「本人と配偶者のみ (夫婦のみ)」もしくは「本人、配偶者、およびそれ以外 (子、親、その他の親族等)」を選択した方が対象)

問 12 配偶者の年齢区分をお答えください。

- ・ 29 歳以下
- ・ 30～39 歳
- ・ 40～49 歳
- ・ 50～59 歳
- ・ 60～69 歳
- ・ 70 歳以上

SQ12-1 配偶者は、仕事を持っていますか (常勤・非常勤を問いません)

- ・ 有職
- ・ 無職

(※問 11 で「本人、配偶者、およびそれ以外 (子、親、その他の親族等)」もしくは「本人、およびそれ以外 (子、親、その他の親族等)」を選択した方が対象)

問 13 あなたの世帯のすべての子どもの年齢 (平成 28 年 1 月 1 日現在) をお答えください。

		歳
		歳
		歳
		歳
		歳

その他 ()

※6 人目以降の子どもの年齢は、すべて「その他」のかっこ欄にご記入ください。

(3-2.消費)

問 14：あなたの世帯では、主たる居住用住居の住宅ローンの支払いはありますか

- ・ある →SQ14-1 へお進みください。
- ・ない →問 15 へお進みください。

SQ14-1 主たる居住用住居の住宅ローンの支払額は、年間 1 千万円未満ですか。

- 1) はい →SQ14-2 で、住宅ローン支払額（年間）をご記入ください。
- 2) いいえ →SQ14-3 へお進みください。

SQ14-2 主たる居住用住居の年間の住宅ローン支払額をご記入ください（10 万円単位。10 万円未満切り捨て）。

（※458 万円の場合は 450（万円）、96 万円の場合は 90（万円）と記入してください。）

万円

SQ14-3 主たる居住用住居の住宅ローンはあと何年残っていますか。残年数をご記入ください。

年

→分譲マンションやタウンハウス等の共同住宅にお住まいの方は、次は問 15 へ、
戸建住宅やテラスハウス等にお住まいの方は、次は問 16 へお進みください。

（※）分譲マンションやタウンハウス等の共同住宅に居住の方のみ

問 15 主たる居住用住居の管理費・積立修繕金等は、ひと月当たり、合わせていくらですか（月額。千円単位、千円未満切り捨て）。

千円

問 16：あなたの世帯の平均的なひと月当たりの世帯消費支出額をお答えください。

（※ここで言う消費支出とは、住居費以外の恒常的支出として、「食費」「家具・家事・被服費」「教養・娯楽費」「光熱・水道・通信費」「子どもの教育費」「保健医療費」「交通費・自動車維持費」の合計額のことです。「税」「社会保険料」「任意の保険料」「借金やローンの返済額」は含みません。）

- ・ 10 万円未満
- ・ 10 万円以上 20 万円未満
- ・ 20 万円以上 30 万円未満
- ・ 30 万円以上 40 万円未満
- ・ 40 万円以上 50 万円未満
- ・ 50 万円以上

(3-3.年収、預貯金等)

問 17：あなたの世帯の世帯合計年収（昨年の年収）をお答えください。

- ・ 100 万円未満
- ・ 100 万円以上 200 万円未満

- ・ 200 万円以上 300 万円未満
- ・ 300 万円以上 400 万円未満
- ・ 400 万円以上 500 万円未満
- ・ 500 万円以上 600 万円未満
- ・ 600 万円以上 700 万円未満
- ・ 700 万円以上 800 万円未満
- ・ 800 万円以上 900 万円未満
- ・ 900 万円以上 1000 万円未満
- ・ 1000 万円以上 1100 万円未満
- ・ 1100 万円以上 1200 万円未満
- ・ 1200 万円以上 1300 万円未満
- ・ 1300 万円以上 1400 万円未満
- ・ 1400 万円以上 1500 万円未満
- ・ 1500 万円以上

問 18：あなたの世帯で、年間で貯蓄等に回せる概算額をお答えください。

- ・ 50 万円未満
- ・ 50 万円以上 100 万円未満
- ・ 100 万円以上 150 万円未満
- ・ 150 万円以上 200 万円未満
- ・ 200 万円以上 250 万円未満
- ・ 250 万円以上 300 万円未満
- ・ 300 万円以上

問 19：あなたの世帯の世帯合計の貯蓄現在高をお答えください。

(※自動車や耐久消費財等のローン残高、住宅ローン残高を差し引かない名目額でお答えください。
預貯金だけでなく、金額に換算可能な株式等の資産も含みます。)

- ・ 500 万円未満
- ・ 500 万円以上 1000 万円未満
- ・ 1000 万円以上 1500 万円未満
- ・ 1500 万円以上 2000 万円未満
- ・ 2000 万円以上 2500 万円未満
- ・ 2500 万円以上 3000 万円未満
- ・ 3000 万円以上

(3-4 公的負担)

問 20：あなたの世帯の各世帯員の平成 27 年分の所得税額をお答えください。（所得税の納税のある方のみ。千円単位、千円未満切り捨て）

・世帯員 1（世帯主）					千円
・世帯員 2					千円
・世帯員 3					千円
・世帯員 4					千円
・世帯員 5					千円

所得税額の転記元については、

源泉徴収により納付された方は、こちらを参照してご記入ください（黄色で表示しています）。 [給与所得の源泉徴収票を表示]

確定申告書 A を用いて確定申告を行った方は、「32 差引所得税額」を参照してご記入ください [所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A を表示]

確定申告書 B を用いて確定申告を行った方は、「38 差引所得税額」を参照してご記入ください。 [所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B を表示]

問 21：あなたの世帯の各世帯員の平成 27 年分の社会保険料額をお答えください。（社会保険料の納付のある方のみ。千円単位、千円未満切り捨て）

・世帯員 1（世帯主）					千円
・世帯員 2					千円
・世帯員 3					千円
・世帯員 4					千円
・世帯員 5					千円

社会保険料額の転記元については、

源泉徴収により納付された方は、こちらを参照してご記入ください（黄色で表示しています）。 [給与所得の源泉徴収票を表示]

確定申告書 A を用いて確定申告を行った方は、「6 社会保険料控除」を参照してご記入ください。 [所得税及び復興特別所得税の確定申告書 A を表示]

確定申告書 B を用いて確定申告を行った方は、「12 社会保険料控除」を参照してご記入ください。 [所得税及び復興特別所得税の確定申告書 B を表示]

問 22：あなたの世帯の各世帯員の平成 28 年分の住民税額をお答えください。（住民税の納税のある方のみ。千円単位、千円未満切り捨て）

・世帯員 1（世帯主）					千円
・世帯員 2					千円
・世帯員 3					千円
・世帯員 4					千円

・世帯員 5

--	--	--	--

 千円

住民税額の転記元については、以下のリンク先に黄色で表示しています。

源泉徴収により納付される方は、住民税額の決定通知書の「特別徴収税額⑧」を参照してご記入ください。なお、お住まいの市区により、書式が異なります。

[\[住民税額の決定通知書のイメージ図を表示\]](#)

ご自身で納付される方は、住民税額の決定通知書の「年税額」を参照してご記入下さい。なお、お住まいの市区により、書式が異なります。

[\[住民税額の決定通知書のイメージ図を表示\]](#)

質問は以上です。ご回答ありがとうございました。